京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する丹波綾部道路	全区間
京都府道路公社が管理する綾部宮津道路	全区間
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間
兵庫県道路公社が管理する遠阪トンネル	全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

(ワ)企画割引「九州よかよかドライブパス2018」

イ）割引をする自動車

A　乗り放題プラン

(ニ) Aに定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用日数及び期間内の通行に対して、本割引を適用する。）

ただし、ロ）に定める利用日数の別に、同一のＥＴＣカードにより本割引の適用を２回受けた後、同カードを使用して通行する場合を除く。

ロ）割引を適用した後の料金の額

本割引を適用する全通行に係る料金の合計額は、次表の額（単位：円）とする。

類別	利用日数	軽自動車等	普通車
乗り放題プラン	３日間	5,200	6,500
	４日間	6,400	8,000

なお、上表における利用日数は、次のＡ及びＢのとおりとする。

A　３日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大３日間

B　４日間　ハ）に定める実施期間のうち連続する最大４日間

ハ）実施する期間

平成30年７月２日から平成30年12月16日まで（ただし、平成30年８月10日から平成30年８月16日までの間を除く。）

ニ）適用区間

A　周遊エリア

九州縦貫自動車道鹿児島線、九州縦貫自動車道宮崎線、九州横断自動車道長崎大分線、東九州自動車道、八代日奈久道路、鹿児島道路、椎田道路、宇佐別府道路、日出バイパス、延岡南道路、隼人道路、長崎バイパス、武雄佐世保道路及び佐世保道路の全区間

ホ）割引相互間の適用関係

本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対して適用する。

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

1　処分をした弁護士会　静岡県弁護士会

2　処分を受けた弁護士

氏　　名　大森　清治

登録番号　10817

事 務 所　静岡県沼津市御幸町17―11

3　処分の内容　業務停止２月

4　処分が効力を生じた年月日

平成30年６月９日

平成30年６月13日　　日本弁護士連合会

裁決取消訴訟の判決確定の公告

第二東京弁護士会が同会所属弁護士大貫憲介会員（登録番号21200）に対してなした懲戒処分（戒告・平成27年８月５日告知）につき、本会がこれに対する審査請求を棄却する旨の裁決を行ったところ（平成28年12月19日告知）、同人から裁決取消しの訴えが提起され、平成29年12月14日、東京高等裁判所において原告の請求を棄却する旨の判決が、また、平成30年６月５日、最高裁判所において上告を棄却する及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、上記東京高等裁判所判決は同日確定した。よって本会は、これを懲戒処分の公告及び公表等に関する規程第３条第７号の規定により公告する。

平成30年６月12日　　日本弁護士連合会

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年６月28日　　岐阜県教育委員会

1　失効した免許状

氏名　野々村　純、本籍地　岐阜県

生年月日　昭和46年８月28日

免許状の種類、教科及び番号

高等学校教諭一種免許状　工業

平10高一第1260号

授与年月日　平成11年３月31日

授与権者　岐阜県教育委員会

2　失効年月日　平成30年６月６日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十八日

岩手県一関市大東町摺沢字間明田二七番地の一　有限会社あけぼのソーイング

代表清算人　岩渕　道良

解散公告

当社は、平成三十年六月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十八日

茨城県水戸市三の丸一丁目四番七三号

つくばバイオサービス株式会社

代表清算人　大手　一郎

解散公告

当社は、平成三十年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年六月二十八日

茨城県水戸市中央一丁目一番一一号ＥＮＹビル四階　アイエヌジー株式会社

代表清算人　宍戸　透